

仕 様 書

1 件 名

「(仮称) 健やか未来都市ちばプラン次期計画」及び「第4次千葉市食育推進計画」作成支援業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 目的

本業務は、千葉市（以下、「市」と言う。）が令和5年度において作成する次の2つの計画の作成を行うものである。

①「(仮称) 健やか未来都市ちばプラン次期計画」（以下、「次期プラン」と言う。）

次期プラン計画書素案を作成し、市に納品する。

②「第4次千葉市食育推進計画」（以下、「食育計画」と言う。）

食育計画書及び概要版を作成し、市に納品する。

なお、両計画書の作成にあたっては、市の意向に沿ったものとし、構成については別紙目次案を基本とする。

4 委託の範囲

(1) 次期プラン策定のための現状把握（データ集計）

計画策定に関し、市が保有するデータ等を活用し、市民の健康状態（人口・世帯数、健康寿命、平均寿命、死亡状況、各種健診受診状況、介護保険状況、医療費状況、地域特性等）の推移等有効なデータを導き出す。また、それ以外にも計画を策定するにあたり、市が求めるデータや健康施策に有益であると考えられるデータの抽出を行う。なお、集計においては、国、千葉県、政令指定都市、区別等を比較し、グラフ等で提示する。

(2) 次期プラン計画書素案の作成

ア ページ数 110 ページ程度

イ 校正回数 委託者が校了とするまで行う。（8回程度を予定）

ウ デザイン

(ア) 表紙・本文 受託者は、別紙「目次（案）」のうち、別途委託者が指定する項目（上記データのとりまとめなど、主に政策判断を要しない箇所に係る情報の整理を想定）に関する原稿案を執筆する。また、それ以外の項目については、受託者が、別紙「目次（案）」に基づき、委託者が提供する原稿（Word、Excel等）から作成し、委託者が決定する。

(イ) イラスト 委託者が指定した箇所については、必要に応じてイラストを挿入することとし、当該イラストの使用に係る費用は受託者において負担するものとする。

- エ 印刷製本の方法
 - (ア) 規格 A4 110 ページ程度
 - (イ) 紙質・製本 白色の上質紙に印刷することとし、紙の重量及び製本方法は問わない。
 - (ウ) 部数 1 部
- (3) 食育計画書本編の作成（素案及び冊子の作成）
 - ア ページ数 100 ページ程度
 - イ 校正回数 委託者が校了とするまで行う。（8 回程度を予定）
 - ウ デザイン
 - (ア) 表紙 受託者が委託者に提案し、委託者が決定する。
 - (イ) 本文 受託者が、別紙「目次（案）」に基づき、委託者が提供する原稿（Word、Excel 等）から作成し、委託者が決定する。
 - (ウ) イラスト 食育計画の構成における文章内容にあわせ、適宜受託者が提案し、委託者が決定する。（20 か所程度）なお、食育の視点に配慮した統一感のあるイラストとし、当該イラストの使用に係る費用は受託者において負担するものとする。
- エ 写真の挿入

委託者が受託者に提供する写真を使用する。なお、使用する写真は一部加工等することができるものとする。
- オ グラフ・図表の作成・挿入

各種統計データや委託者が提供するデータ等を使用し、配色・デザイン等が統一されるよう受託者が作成及び編集作業を行う。
- カ 印刷製本の方法
 - (ア) 規格 A4 100 ページ程度
 - (イ) 紙質 表紙 マットコート紙 135kg と同程度のもの
本文 マットコート紙 70kg と同程度のもの
 - (ウ) 製本 背文字入り、無線とじ
 - (エ) 部数 1,000 部
 - (オ) 方法 オフセット
 - (カ) 様式 表紙 片面フルカラー
 - (キ) その他 本文各ページの小口（綴じ側と反対側）に、ツメ見出し（例：第〇章、資料編）を印字すること。
- (4) 食育計画書本編に基づく概要版の作成（イラスト作成を含む）
 - ア ページ数 8 ページ程度
 - イ 校正回数 委託者が校了とするまで行う。（8 回程度を予定）
 - ウ デザイン

委託者が提供する原稿（Word、Excel 等）から作成し、委託者が決定する。また、表紙を含む全体のデザインは、計画書本編とイメージを統一させること。
- エ 印刷製本の方法
 - (ア) 規格 A4 8 ページ程度（表紙・裏表紙を含む）

- (イ) 紙質 表紙・本文 マットコート紙 90kg と同程度のもの
- (ウ) 製本 中とじ
- (エ) 部数 3,000 部
- (オ) 方法 オフセット
- (カ) 様式 表紙 本文フルカラー両面印刷

5 市が受託者に提供する情報

市は、本業務委託の実施に当たり、受託者に以下の情報を提供する。

ア 「健やか未来都市ちばプラン」に関する計画書及び報告書

イ 「千葉市食育推進計画」に関する計画書及び報告書

ウ その他、受託者が必要とする情報であって、両計画書の調製に当たり必要であると市が認めるもの。(但し、インターネット上で公開されており、受託者が自ら取得可能と認められるものを除く)

6 成果物

受託者は、業務完了までの間において、以下のとおり本業務委託による成果物を納品するものとする。

項目	データ形式	仕様	数量
次期プラン計画書案	Microsoft®Word形式(※1)及びPDF形式	4(2)に記載のとおり	データ 1つ(※2)
食育計画書素案		4(3)に記載のとおり	紙媒体 1部
食育計画計画書本編冊子		4(3)に記載のとおり	データ 1つ(※2) (データは、一括版のほか、章ごとの分割版を作成すること。) 紙媒体 1,000部
食育計画概要版		4(4)に記載のとおり	データ 1つ(※2) 紙媒体 3,000部

※1 市の職員用端末にインストールされたソフトウェア(Microsoft Office Professional Plus 2019)において表示上の互換性が保たれたものとする。また本文中にグラフ等の貼付けを行う場合は、Microsoft Excel形式で作成された当該グラフの元データを含めること。

※2 データはCD-R又はDVD-Rメディアにより納品すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を進めるにあたり、責任者を選任し、委託者と密に連絡を取り、協議・確認及び報告を行うこと。
- (2) 受託者は契約締結後、速やかに本業務の実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。なお、業務の進捗状況等を勘案し、必要に応じ、委託者と協議の上適宜修正を行うこと。

- (3) 受託者は、成果物について委託者と協議を行い、委託者の承認を得ること。なお、成果物の内容が不適切と認められる場合（推計過程や結果の根拠が不明瞭である等）、再提出を求める場合がある。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (5) 受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 受託者は、本委託の実施にあたり、必要に応じて市の検査請求に応じなければならない。また、仕様書との不一致及び作業の不履行等が発見された場合は、検査終了後であっても市と協議し、受託者は無償で是正措置を行うこと。

8 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- イ 上記にかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。
- ウ 第三者への成果物の提供や内容の転載には、委託者の承諾を必要とする。

[参考]計画書作成に係るスケジュール（予定）

		次期プラン	食育計画
令和5年	9月	契約締結	
	～10月	（受託者）データ集計	計画書素案の提出
	～11月	（受託者）計画書の指定項目原稿案の提出	計画書素案の決定
	～12月		概要版のデザイン案の提出
令和6年	～2月	計画書素案の原稿作成	計画書案の決定
	3月下旬	計画書素案成果物の最終納品	成果物の最終納品

別紙 健やか未来都市ちばプラン次期計画書 目次（案）

※以下は現行の健やか未来都市ちばプランをベースとした現時点での想定であり、次期計画骨子案の調製結果等により変更となる場合がある

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

- (1) 背景
- (2) 計画策定の目的
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間

2 市民の健康を取り巻く状況

3 計画の基本方針

第2章 各論

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

2 生活習慣病の発症・重症化予防の徹底

- (1) がん
- (2) 循環器疾病
- (3) 糖尿病
- (4) COPD（慢性閉塞性肺疾患）

3 社会生活に必要な機能の維持・向上

- (1) こころの健康
- (2) 次世代の健康
 - ① 思春期
 - ② 妊娠・出産・不妊
 - ③ 小児保健医療
 - ④ 育児不安

(3) 高齢者の健康

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

- (1) 地域の絆による社会づくり

5 生活習慣及び社会環境の改善

- (1) 栄養・食生活
- (2) 身体活動・運動
- (3) 休養
- (4) 飲酒
- (5) 喫煙
- (6) 歯・口腔の健康

第3章 ライフステージに応じた健康づくり

- 1 ライフステージの設定について
- 2 ライフステージに応じた取組み

第4章 目標達成に向けて

- 1 重点項目
- 2 推進体制
- 3 推進主体の役割

第5章 目標設定の考え方

- 1 健康目標一覧
- 2 健康目標出典一覧

第6章 参考

- 1 参考資料
- 2 健やか未来都市ちばプラン最終評価の概要
- 3 千葉県健康づくり推進協議会設置条例

別紙 第4次千葉市食育推進計画 目次（案）

※以下は現行の第3次千葉市食育推進計画をベースとした現時点での想定であり、調整結果等により変更となる場合がある。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の経緯
- 2 第4次千葉市食育推進計画策定の概要

第2章 「食」を巡る現状と課題

- 1 市の概況
- 2 第3次千葉市食育推進計画の概要
- 3 指標の達成状況
- 4 市の食育の現状

第3章 食育推進の方向性

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 推進キャッチフレーズ
- 4 施策の体系
- 5 数値目標一覧

第4章 食育施策の展開

- 1 家庭・地域・職域における食育の推進
- 2 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
- 3 地産地消の推進、環境に配慮した食育の推進
- 4 食の安全・安心等に関する情報の提供
- 5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

第5章 ライフステージに応じた食育の推進

- 1 ライフステージでみる課題と食育の方向性

第6章 計画の推進にあたって

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

資料編

- 1 千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会
- 2 食育基本法の概要
- 3 第4次食育推進基本計画の概要
- 4 用語説明
- 5 数値目標出展一覧
- 6 千葉市健康づくり推進協議会設置条例